

## 令和4年度

### 第22回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年6月30日（木）午後1時20分～午後2時00分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 委員会室
3. 委員の出欠 出席 14人 欠席 人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤秀徳	出	8	相澤和幸	出
2	山崎仁志	出	9	門茂子	出
3	河崎正己	出	10	山田雅江	出
4	根本篤和	出	11	加島富浩	出
5	松崎文一	出	12	熊野信夫	出
6	川口亜矢子	出	13	村上浩保	出
7	泉信之	出	14	井下睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
5. 臨席者
6. 事務局 林谷一徳事務局長 寺本恭啓事務局次長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席2番 山崎仁志 議席3番 河崎正己

局 長	<p>皆さんお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>定刻時間より少し早いですが、皆さん揃いましたので、只今から第 22 回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>それでは、農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p> <p><b>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</b></p>
局 長	<p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p>
会 長	<p>委員の皆さんには、何かとお忙しい中、本日の総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。</p> <p>5 月下旬から 6 月上旬にかけてまして、低温等で心配しておりましたが、6 月後半になりまして、気温も上がり、降水量も少しありまして、作物の作況的には、順調に生育しているのではないかと考えております。ただ、この間の雨で、一部麦等が倒伏した被害が出たとの話も聞こえてきておりますので、7 月の麦の収穫までの天候に期待をしたいと考えております。また、牧草のほうですが、コントラ関係が、天気が続かないで、苦戦しておりますが後、二日、三日程度で大体いいところ行くのではないかと考えております。また、収量的にも、それなりに確保できているのではないかと考えます。また、先月の末に十勝の農委連のほうで東京の方へ、要請活動等に行っていました。局長が先ほどみなさんに、お配りした資料等に要請活動の報告が、簡単に記載されております。個人の感触としては、いろいろ要望を伝えてきたわけですが、事務局の方は、若干負担が増えることがあるのかなと思いますけれども、農業委員の方には、活動記録簿の提出するぐらいで、今までとあまり変わらないようではないかと考えております。6 月 20 日に、農水省の職員が、十勝に来まして各農業委員会の事務局長交えて意見交換をしております。まだ、本決まりではないですが、持ち帰っているいろいろ検討したいということで、報告を受けております。詳しいことは、総会終了後に局長の方から詳しく説明があると思いますのでよろしくお願ひいたします。今日の総会ですが、案件は少ないですが、早速総会の方始めたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。</p>
局 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、井下会長の進行により総会を進めてまいります。よろしくお願ひします。</p>
会 長	<p>はい。それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号 2 番、山崎仁志委員、3 番 河崎正己委員にお願いしたいと思ひします。</p> <p>それでは、事務局から経過報告等をお願いいたします。</p>
局 長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>

議 長	はい。只今の経過報告等ございましたが、何かご質問等ございましたか。
委 員	ありません。
議 長	はい。無いということですので、議事に入らせていただきます。 議案書 1 ページになります。議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局「番号 1 番」の説明をお願いします。
次 長	<p>議案第 1 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請があった、下記の件について、農地法第 4 条第 3 項の規定により許可することについてご審議を求めます。</p> <p>それでは、番号 1 番です、申請人は二宮 番地 で、土地は二宮 番地 の内です。地目は公簿、現況共に畑で、転用面積は㎡、転用区分は永久転用となっております。転用の理由はバンカーサイロを建設するための敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが 2 ページ目をご覧ください。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっております。事業費は千円で、全額資金借入となっております。権利を有する者の同意は、土地所有者の さん及び抵当権設定者の から同意書が添付されております。工期は許可の日から令和 4 年 12 月 31 日まで、申請面積の内、㎡が建築・構築物敷地、㎡が作業用通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま。3 ページから 6 ページに位置図、配置図、求積図及び平面図等を添付してございますので確認してください。</p> <p>なお、本件につきましては、3,000 ㎡を超える案件であることから。本総会で許可相当と判断されたのち、北海道農業会議に意見聴取し、回答を得てからの許可となることを申し添えます。</p> <p>以上で番号 1 番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましては、6 月 16 日に現地調査を実施しております。地元委員である根本委員の方から説明をお願いしたいと思います。
委 員	はい 4 番です。内容につきましては、事務局の方から説明があった通りです。周りの用地に対しては影響ありませんので、特に問題ありませんので、よろしくご審議をお願いします。

議 長	はい、只今。根本委員からご説明がありました。この件について何かあれば、受け賜わりたいと思いますがございませんか。
委 員	ありません
議 長	はい、無いということですので、このように決定させていただきます。続きまして、番号 2 番の説明をお願いします。
次 長	<p>はい、番号 2 番についてご説明致します。議案については、1 ページをご覧ください。まず、説明に先立ちまして、2 番の の住所について修正をよろしくをお願いします。議案書には礼作別 番地 ということ、 の住所を記載しておりますが、正しくは礼作別 番地 となっております。議案書の方修正をお願いします。それでは、番号 2 番を説明いたします。申請人は、礼作別 番地 で、土地は礼作別 番地 の内です。地目は公簿、現況共に畑で、転用面積は、<math>m^2</math>、転用区分は永久転用となっております。転用の理由は牛舎の整備敷地に利用するものです。転用許可基準の区分は農用地区域内農地で、許可理由は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地です。</p> <p>次に審査内容ですが、7 ページをご覧ください。こちらにつきましても申請者 の住所、礼作別 番地 と記載されておりますが、番地 に修正をお願いします。立地基準は農用地区域内の用途区分変更による農業用施設用地となっております。事業費は 千円で、資金借入と一部自己資金となっております。権利を有する者の同意は、土地所有者の さん及び抵当権設定者の から同意書が添付されております。工期は許可の日から令和 4 年 12 月 31 日まで、申請面積の内 <math>m^2</math> が建築・構築物面積、 <math>m^2</math> が作業用通路等敷地となっております。土砂の流出又は崩壊、その他の災害以降の 3 区分はすべて問題無いと思われま。</p> <p>なお、8 ページから 11 ページにかけて位置図、配置図、求積図及び平面図をそれぞれ添付しておりますので、ご確認ください。</p> <p>以上で番号 2 番の説明を終わります。</p>
議 長	はい。只今、事務局から説明がございましたが、この件につきましても、6 月 16 日に現地調査を実施しております。地元委員であります河崎委員から説明をお願いします。
委 員	はい、3 番です。詳しい内容につきましては、事務局の方から、説明があった通りです。この度 は、 用の牛舎として急遽牛舎を整備することとなり、周辺の用地にも何ら影響がなく問題がないと思われましますので、よろしくご審議をお願いします。
議 長	只今、河崎委員から説明がありました。この件について何かあれば受け

	<p>賜りたいと思いますが、ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということですので、このように決定させていただきます。本日の議案の審議は以上となります。</p>
<p>局 長</p>	<p>以上をもちまして本日の総会を終了させていただきます。 閉会にあたり、井下会長からご挨拶をいただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>はい。本日の総会、予定しておりました案件全て、皆様のご協力を頂き終了することができました。本日は、たいへんありがとうございました。この後、互助会総会、年金協代議員会がありますので、引き続きよろしく願いしたいと思います。</p>
	<p>閉 会</p>

